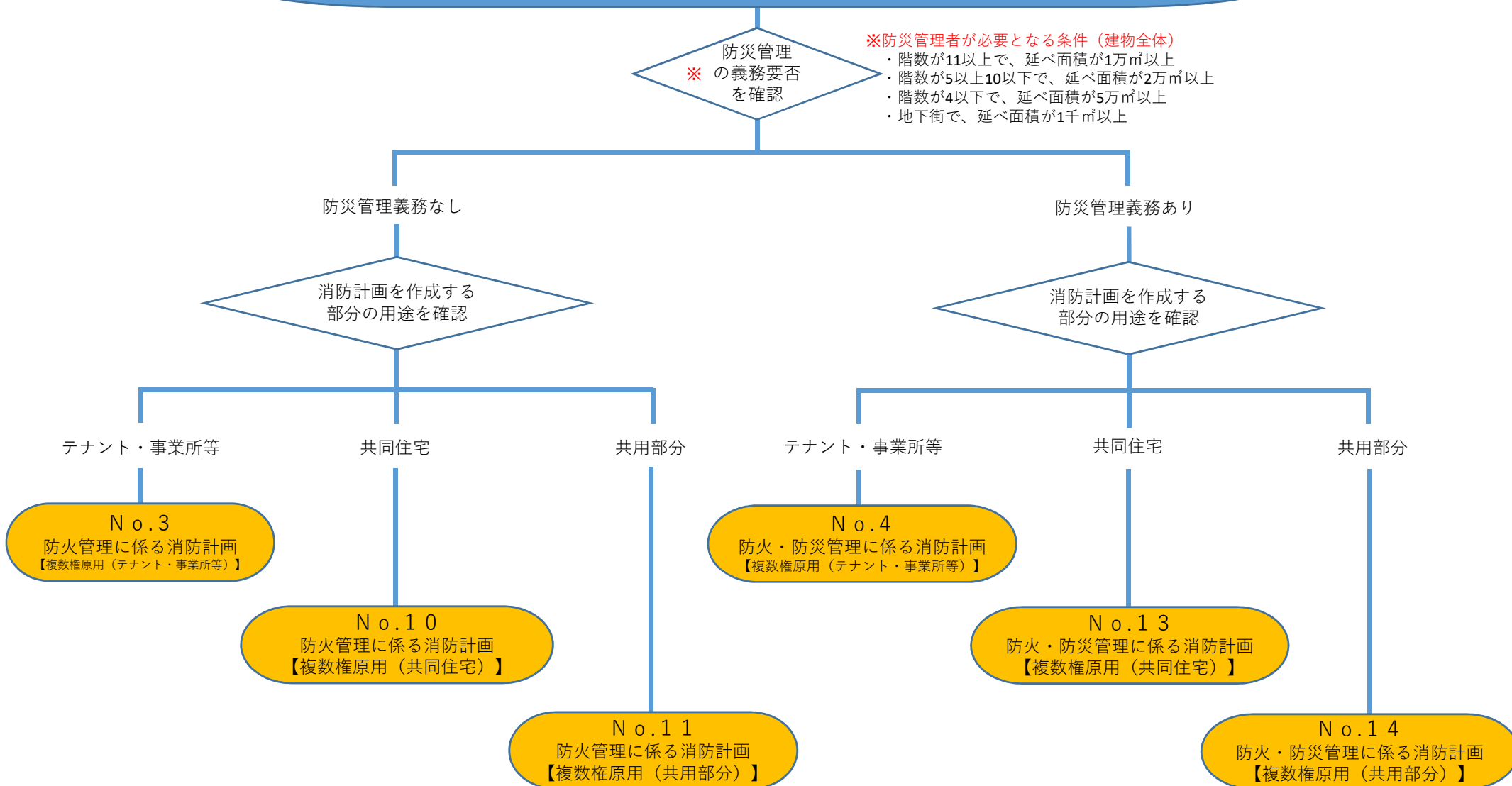


フローチャート(2)

複数権原の場合（複数権原とは、管理権原が分かれている（複数の事業所で建物を使用している等）場合）



この他、**統括防火（防災）管理が必要な防火対象物**における、統括防火（防災）管理者は、「全体についての防火（防災）管理に係る消防計画作成（変更）届出書」を届出する必要があります。

⇒**フローチャート(3)を確認**